明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕

○国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示（**財務**二五七～二六四）　一

○国債の発行等に関する省令第六条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示（**同**二六五）　七

○個人向け国債の発行等に関する省令第四条第十四項の規定に基づき発行した個人向け国債の発行条件等を告示（**同**二六六～二六八）　八

○家畜伝染病予防法第三十六条第一項第一号の農林水産大臣の指定するものを定める件の表の農林水産大臣が指定する施設を定める件の一部を改正する件（**農林水産**一五六七）　一〇

〔**公　告**〕

諸事項

裁判所
破産、免責、再生関係　三

特殊法人等
土地家屋調査士名簿登録等関係　四

地方公共団体
教育職員免許状失効関係　四

会社その他
会社決算公告　五〇～五一